

商工会ニュースやはば臨時号No.5

経営等の法律問題の解決に!!

個別対応による無料法律相談会を開催いたします。会員事業所における商取引等経営上の問題や日常生活の法律問題でお悩みの方は、是非この機会をご利用ください。

- 日 時 平成29年2月9日（木）午後1時30分から午後4時30分まで
- 場 所 矢巾町商工会館1階経営相談室
- 弁護士 岩手総合法律事務所 弁護士 菊池 尚 氏
- 内 容 個別対応による法律相談
- 申 込 相談時間の調整のため、2月1日（水）までに電話（697-5111）で事前にお申し込みください。電話受付後に、申込書をFAXいたします。



国家公務員の再就職等規制にご協力を

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、民間企業等に再就職することは禁じられておりませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

3
つ
の
ル
ー
ル

■公務員やOBの再就職をあっせんする行為

現役の国家公務員が企業等に対し、他の現役公務員・OBの再就職を依頼することや、国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

■利害関係のある企業への求職活動

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動を行うことは禁止されています。

■再就職した公務員OBが契約や処分に関して元の職場に働きかける行為

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場（省庁）に働きかけることは禁止されています（ただし、原則として退職後2年間に限ります）。

◇会員企業の皆様へお願い

企業の皆様におかれても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。もし、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。

◇連絡先：内閣府再就職等監視委員会事務局

◇電 話：03-6268-7660～7668 ◇URL：<http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>